

## 令和4年度 第二期子育て応援プランの実施状況および評価について

### 1 成果指標

計画の達成状況を評価する「成果指標」については表1のとおりです。

現状値（平成30年度）と令和4年度実績を比較すると（表2）、「合計特殊出生率」は0.16ポイント低下し、「0歳から14歳までの人口」は1,343人減少し、「子育てしやすいまちだと思える割合」は1.4ポイント、及び「子どもを産みやすい環境のまちだと思える人の割合」は4.5ポイント高くなりました。

また、令和3年度実績と比較すると、「合計特殊出生率」は0.07ポイント低下し、「0歳から14歳までの人口」は403人減少し、「子育てしやすいまちだと思える割合」は5.9ポイント低下しましたが、「子どもを産みやすい環境のまちだと思える人の割合」は1.7ポイント高くなりました。

表1) 子育て応援プランの成果指標

評価項目	現状値 (平成30年度)	令和3年度実績	令和4年度実績 <sup>※1</sup>	目標値 (令和6年度)
合計特殊出生率	1.72	1.63	1.56 <sup>※2</sup>	1.84
0歳から14歳までの人口	13,075人	12,135人	11,732人	12,507人
子育てしやすいまちだと思える割合	63.9%	71.2%	65.3%	66.0%
子どもを産みやすい環境のまちだと思える人の割合 <sup>※3</sup>	33.2%	36.0%	37.7%	40.0%

※1 令和4年度市民意識調査結果。 ※2 推計値。令和5年10月に確定予定。 ※3 20歳-49歳の回答。

表2) 令和4年度実績と現状値、前年度実績、目標値との比較

評価項目	令和4年度実績 <sup>※1</sup>	現状値との比較 (平成30年度)	令和3年度実績との比較	目標値との比較 (令和6年度)
合計特殊出生率	1.56 <sup>※2</sup>	△0.16	△0.07	△0.28
0歳から14歳までの人口	11,732人	△1,343人	△403人	△775人
子育てしやすいまちだと思える割合	65.3%	+1.4%	△5.9%	△0.7%
子どもを産みやすい環境のまちだと思える人の割合 <sup>※3</sup>	37.7%	+4.5%	+1.7%	△2.3%

### 2 令和4年度評価

「合計特殊出生率」をはじめ、「0～14歳人口」や「子育てしやすいまちだと思える割合」は、昨年度に比べ数値が低下しており、「子育てしやすいまちだと思える割合」も含め、目標値に届いていない状況です。

新型コロナウイルス感染症のため、出産入院時における家族面会と立ち合い分娩の制限、あるいは子育て支援施設の利用制限等により子育てに関する学習機会等の支援に触れる回数が減少するなど、出産や子育てに対する不安感や孤立感が強まったことが、目標値を下回っている理由と考えられます。

各事業の実施状況は、コロナ禍であっても感染防止対策を講じて工夫しながら実施してきたことから、各施策の評価は良好又は概ね良好と評価しています。事業の推進により、各指標の数値の低下はある程度抑えられていると考えています。

目標値に向けてより効果が上がるように引き続きプラン各事業の推進と新たな課題であるヤングケアラーに対する支援のための事業を進めます。さらに、国が策定を進めている「こども大綱」に沿った「市町村こども計画」について、長期的な少子化対策や子どもの貧困対策等を含めて策定の準備を進めます。

### 3 基本目標ごとの施策の主な実施状況(抜粋)および評価

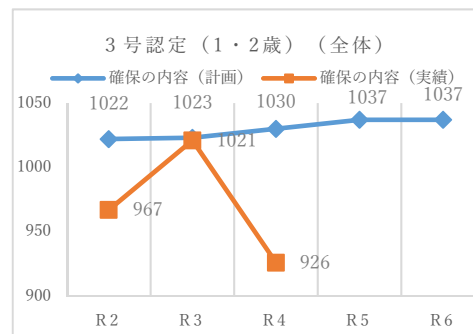
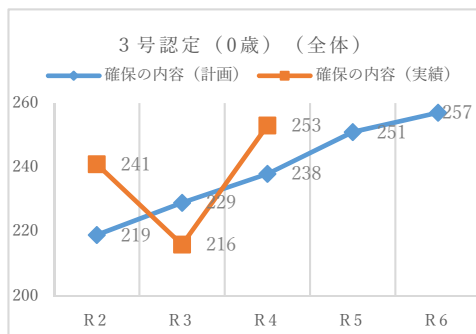
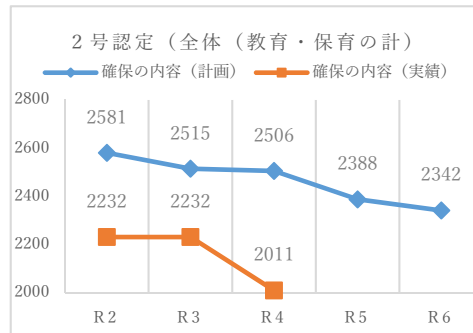
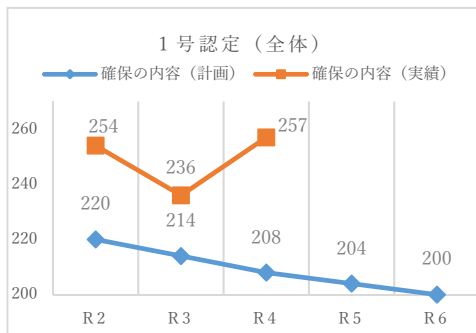
【評価】各施策の評価について、各事業の実施状況が令和3年度と比べて（進捗した）良好、（継続実施）概ね良好、（実施したが前年度を下回った）やや良好、（未実施）未達を基準として評価

#### ○基本目標1 子ども子育て支援の推進

##### 施策の方向性

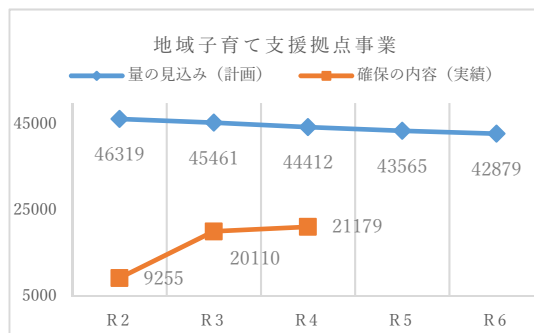
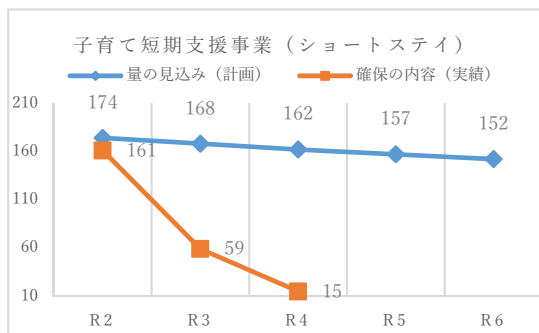
##### ①教育・保育事業の充実を図ります。(評価:概ね良好)

・教育保育事業の確保については、グラフのとおり1号認定は計画より49人多くなりましたが、認定こども園の弾力的な対応により、量の見込みを確保しました。また、2号・3号認定については、中学校区区域間での入所調整により、保育需要に対する利用定員の確保ができていて、待機児童は0人です。



##### ②在宅育児応援サービスを充実します。(評価:やや良好)

・地域子ども・子育て支援事業の各事業については、コロナ禍の影響により事業の一時中断するなど計画値を大きく下回る（子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業など）事業もありましたが、子育ての孤立を防ぐため、感染防止対策等の工夫をしながら事業を継続しました。



### ③児童虐待防止対策を推進します。(評価:良好)

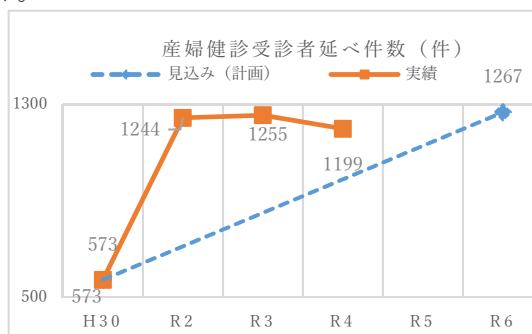
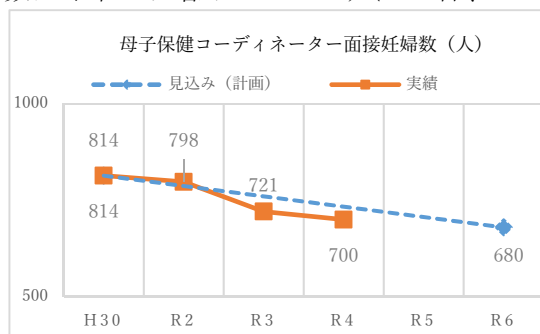
- ・子育て支援ネットワーク協議会運営として、代表者会議を1回、実務者会議を4回、個別ケース会議を随時開催することで児童の安全管理とケース進行管理を行い、相談内容に沿った対応により迅速に支援体制を整え、児童虐待の防止及び抑止につなげることに努めました。

## ○基本目標2 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

### 施策の方向性

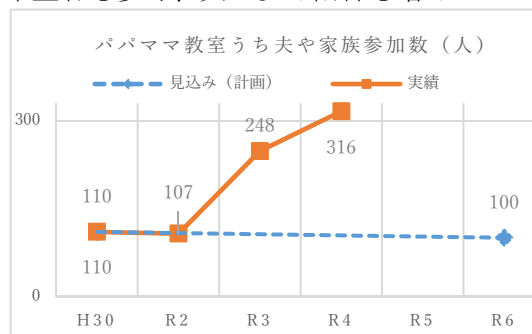
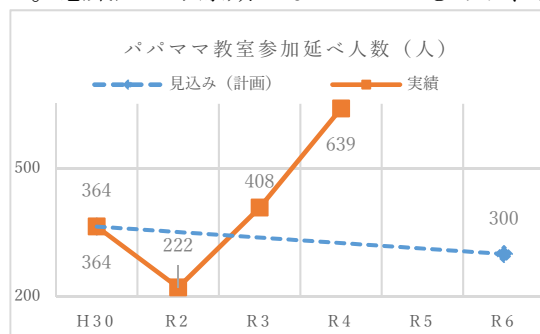
#### ①結婚・出産・子育ての希望に寄り添う相談・支援体制を推進します。(評価:良好)

- ・母子保健コーディネーターが子育て支援アンケートを用いての妊娠届時の全妊婦への面接相談を実施してより細やかに不安や悩みを聞き取り、また「赤ちゃんを迎える準備支援プラン」を作成し継続的な支援を行いました。
- ・母子保健コーディネーターが、子育て応援アンケートを用いて妊娠届時に全妊婦の面接相談を実施し、より細やかに妊婦の不安や悩みを聞き取り、支援に繋げました。また、全妊婦へ「赤ちゃんを迎えるための準備」(支援プラン)を作成し、出産までの見通しが持てるよう支援しました。令和4年度からは第1子の妊婦に対し、妊娠期から授乳期の栄養について説明を行い、母子が健やかに過ごせるよう指導内容を充実させました。
- ・心身ともに不安定になりやすい産後に、家族等からの支援を受けられない、育児不安が強いなど、支援を必要とする方を対象に産後サポート事業として行っています。特に宿泊型の利用件数は昨年より増加しています(R3 9件、R4 22件)。



#### ②子育ての学びあいを推進します。(評価:良好)

- ・乳幼児学級やパパママ教室などコロナ禍でも感染防止対策を講じてできる限り開催しました。父親対象の育児学級や、祖父母等の家族を対象としたファミリー学級を各地区で開催しました。感染症が小康期となったこともあり、参加希望者も多く、夫の参加割合も増加しました。



## ○基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

### 施策の方向性

#### ①いいだ型自然保育を推進します。(評価:良好)

- ・「いいだ型自然保育」の魅力発信として和田保育園のPR用デジタル広告を制作し、愛知県方面の子育て世代に向けて行動を促すきっかけを作りました。
- ・信州やまほいく認定の更新時に、森と自然の育ちと学び自治体ネットワークが主催する「2022年度森と自然の育ちと学びフォーラム」において川路保育園が取り組む地域密着型の自然保育の実践を全国の関係者に向けて発表しました。

#### ②環境教育を推進します。(評価:概ね良好)

- ・昨年同様、継続実施しました。

#### ③コミュニティスクールを推進します。(評価:良好)

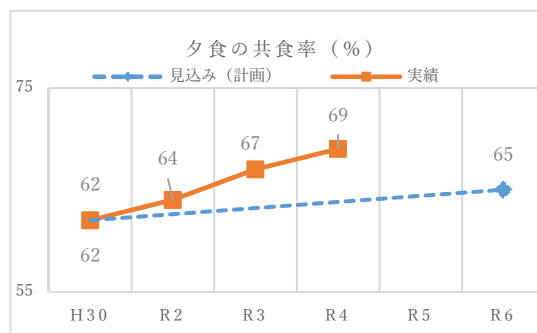
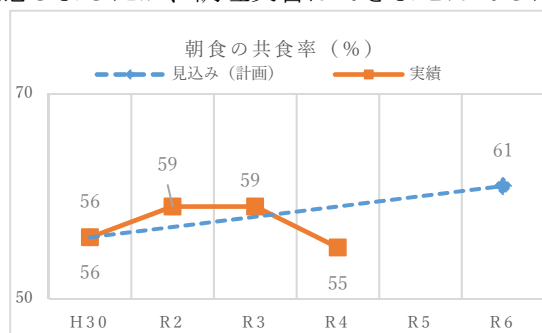
- ・7か月児相談での絵本プレゼント「はじめまして絵本」を664名に配布したほか、4歳児(年中児)への絵本プレゼント「おともだち絵本」を、保育所等を通じて767名に配布しました。
- ・図書館と小中学校図書室担当者と共同で学年別おすすめ図書リストを作成し配布しました。

#### ④放課後子どもプランを推進します。(評価:概ね良好)

- ・昨年同様、継続実施しました。

#### ⑤食育活動を推進します。(評価:概ね良好)

- ・朝食と夕食を家族と一緒に食べる共食率について、平成30年度と比較して朝食は目標値に達しなかったが、夕食は目標値を上回りました。
- ・市田柿活性化推進協議会と連携し、市内親子を対象に市田柿親子料理教室を開催しました。
- ・離乳食講座を、感染防止対策をとって全24回開催しました。感染レベルに応じて試食を4回実施しましたが、調理実習はできませんでした。



## ○基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進

### 施策の方向性

#### ①夫婦が、お互いを尊重しあいながら子育てと仕事を両立する働き方を提唱します。(評価:概ね良好)

- ・昨年同様、継続実施しました。

#### ②介護と子育ての両立のための相談支援を推進します。(評価:良好)

- ・複雑・複合化した相談に対応する「福祉まるごと相談窓口」において、既存の支援機関との連携を図り、さまざまな家庭等の相談を関係窓口につながりやすい体制を整備しました。

#### ③事業所経営にとって「ワーク・ライフ・バランスのとれた職場づくりが労働人材の確保につながる」との啓発を推進します。(評価:良好)

- ・女性のための起業・就業セミナーを開催して、多様な働き方を知る機会を設けました。

## ○基本目標5 きめ細やかな支援の推進

### 施策の方向性

#### ①特別な配慮が必要な子どもへの、寄り添い型支援を推進します。(評価:良好)

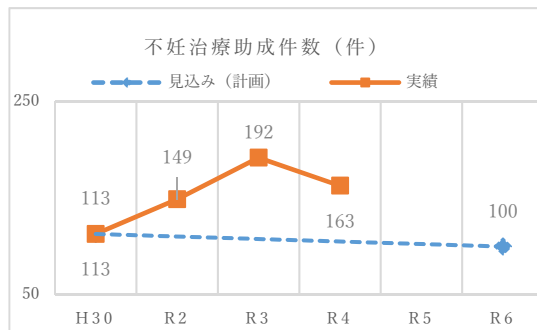
- ・親子支援グループ「ゆいっこ」を35回実施し、延べ75組の利用がありました。
- ・昨年同様、早期発見、早期支援の継続実施を行ったほか、入園前発達支援学級「ばななクラブ」を37回実施し、延べ182人が利用しました。

#### ②ひとり親家庭の自立と、進学・就職の夢をサポートします。(評価:良好)

- ・離婚前相談における制度説明等必要な情報を提供し、適切に児童扶養手当が受給できるように対応しました。
- ・児童扶養手当の支給や高等職業訓練促進費用の支給を継続しました。
- ・母子父子自立支援員が、ひとり親家庭における就学等の必要資金の相談を受け、福祉資金の貸し付けにつなげました。

#### ③子育てに係る経済的負担を軽減します。(評価:良好)

- ・不妊・不育症について地元紙や広報いいだ等に掲載し、広く周知しました。
- ・医療保険が適用されない特定不妊治療に加え、不妊検査と一般不妊治療についても助成しました。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、物価高騰等に直面する子育て世帯の生活を支援するため、住民税非課税の子育て世帯に特別給付金を支給しました。
- ・食費等の物価高騰に直面する子育て世帯の生活を応援するため、中学生以下の児童と同居の養育者に対して子育て応援給付金を支給しました。



## ○基本目標6 地域のみんで支え合う子育て・子育ての推進

### 施策の方向性

#### ①「地域の子を地域で育てる」子育て支援の地域づくりを推進します。(評価:良好)

- ・民生児童委員や主任児童委員により、4カ月児のいる家庭に対し家庭訪問を希望する家庭に対して家庭訪問を引き続き訪問活動を継続していましたが、コロナ禍においても玄関先のみにするなど工夫をしながら、引き続き訪問活動を継続することで子育ての孤立防止に努めました。

#### ②安全安心なまちづくりを推進します。(評価:概ね良好)

- ・昨年同様、継続実施しました。

#### ③地育力による子育て応援を推進します。(評価:概ね良好)

- ・昨年同様、継続実施しました。

#### ④教育・保育人材の確保を、地域の中から発掘します。(評価:概ね良好)

- ・飯田女子短期大学と協働し、保育士資格を持たない保育補助員のスキルアップを図る保育補助員支援員研修を実施しました。
- ・保育士を目指す高校生や短大生等を対象にアルバイト雇用しました。
- ・民間保育所等における幼児教育保育人材の採用と定着に向けた支援として、就職復職したく支援や、宿舍借上支援を実施しました。

## 4 報告のスケジュール

- (1) 7月7日(金) 児童福祉分科会による審議・評価
- (2) 8月 日( ) 部長会議(評価結果の報告)
- (3) 9月定例議会社会文教委員会協議会(評価結果の報告)
- (4) 議会後、市のホームページ・子育てネットへの評価結果の掲載

## 5 飯田市社会福祉審議会児童福祉分科会の役割

### (1)子ども・子育て支援法第77条に基づく合議機関

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

(中略)

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(中略)

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

## (2)次世代育成支援対策推進法に基づく地域協議会

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね1年に1回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(中略)

第21条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる。

## (3)飯田市社会福祉審議会条例

(専門分科会)

第8条 専門分科会は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定める事項を調査及び審議する。

- 一 児童福祉分科会 児童、母子家庭、父子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に規定する事項を含む。)

以上



## 都道府県こども計画、市町村こども計画（第10条）

（都道府県こども計画等）

- 第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

- ◆ 都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。
- ◆ 都道府県こども計画・市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができます。
  - ✓ 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画・市町村子ども・若者計画
  - ✓ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画・市町村計画
  - ✓ その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものの例
    - 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画
    - 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画
- ◆ 地方公共団体が、本条の規定を活用し、こども施策に関する事項を定める計画を一体として策定した場合には、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとする、事務負担の軽減を図ることなどが期待できます。
- ◆ こども家庭庁においては、今後、様々な情報提供・支援を通じて、地方公共団体におけるこども計画の策定を後押ししていきます。